

## 組合 Q &amp; A

## 改正組合法の役員規定

この4月1日から施行される改正「中小企業等協同組合法」については本誌で既に掲載しておりますが、今回は特に役員に絞ってその詳細をお知らせいたします。

ただし、ここでは組合員数1000人未満の小規模組合について主に説明しております。

## ■ 役員 の 資格

（改正組合法第35条の4関係）

▼ 現行組合法 Ⅱ 特段規定されていない。

▼ 改正組合法 Ⅱ 会社法第331条（取締役の資格）及び335条（監査役の資格）を参考に、組合法において、会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者が役員となることを禁止する等役員の欠格事由を定めることとする。

## ■ 役員任期の変更

（改正組合法第36条関係）

▼ 現行組合法 Ⅱ 理事及び監事の任期は3年以内とされている。

▼ 改正組合法 Ⅱ 理事による業務運営をこれまで以上の頻度で確認

し、理事による不正行為を防止すべく、理事の任期を3年以内から2年以内と短縮することとする。

また、業務運営を監視する立場にある監事の権限を強化すべく、監事の任期を3年以内から4年以内に延長することとする。

また、商法・会社法においては、監査役の任期は、3年若しくは4年とされ短縮は認められていなかった。これに対し、組合の監事の任期は3年以内で定款・総会議での短縮が可能とされていた。これは、組合は自治による運営が基本であり、組合員の判断として監事の任期を短縮することを不可能とすることは妥当でないとの考えによるものである。よって、今般、監事の任期を延長するにあたって、この考え方を維持することとし、監事の任期を最長4年としつつ、定款で定めることにより短縮できることとする。

▼ 経過措置 Ⅱ 役員の変更については、新たな役員を選任が必要となる組合も存在するため一定の猶予を与えることとし、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に存在するものの任期について

は、これまでどおりとする。（附則第10条関係）

\* 役員任期の具体例は次頁表参照

## ■ 監事への業務監査権の付与

（改正組合法第36条の3関係）

▼ 現行組合法 Ⅱ 現行組合法第36条の4では、信用協同組合及び同連合会を除き、監事の権限を会計監査のみに限定している。

▼ 改正組合法 Ⅱ 理事による業務運営に対する監視機能を強化すべく、会計監査のみに限定されている監事の権限を拡大し、監事に業務監査権を付与することとする（改正組合法第36条の3第2項）。また、併せて理事の責任・義務を明確化するとともに、監事の権限も明確化することとする（改正組合法第36条の3第3項）。

ただし、大規模組合ではない組合においては、組合員による自治が機能しやすいと考えられるので、組合員の自治判断により定款において監事の監査範囲を会計に限定できることとし（改正組合法第36条の3第4項）、併せて、この場合の理事、監事の権限・義務を明確化することとする（改正組合法第36条の3第5項）

▼ 経過措置 Ⅱ 当該規定について

は、定款、規約の変更や業務監査に必要な書類の整備等相当程度の準備が必要となるため施行日（平成19年4月1日）以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の日から適用することとする（附則第11条関係）。

## ■ その他役員に関する改正

① 理事による利益相反取引の制限  
現行組合法では理事が組合と契約する場合には理事会の承認が必要とされている。他方、理事の借入金債務に関し組合がこれの債務保証を行う等、理事と組合の直接契約ではないが理事と組合の利益が相反する取引については特段の規制が課されていなかった。

このため、これまでの自己契約に加え、会社法第356条第1項第3号の規定に倣い、組合が理事以外の者との間で行う、理事と組合の利益が相反する取引においても、重要な事実を開示した上で理事会の承認を必要とする旨の規定が追加される。

（改正組合法第38条関係）

## ② 理事の損害賠償責任の免除

現行組合法では、役員は組合に対する任務懈怠の損害賠償責任については、総組合員の同意が無け

# ■ 組合 Q & A

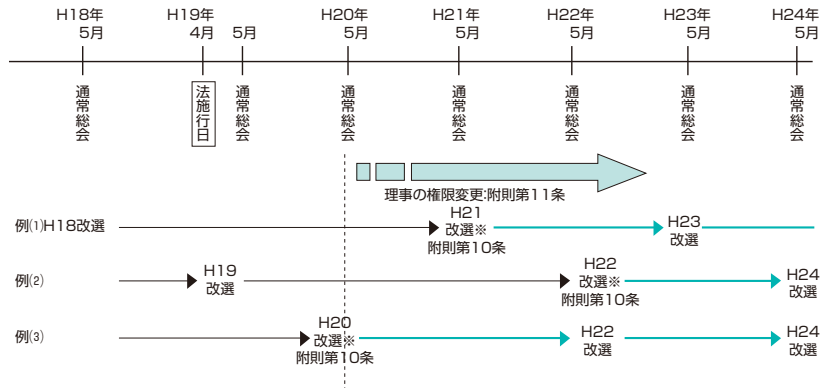
れば免除できないとされている。また、役員等が職務を行うとき善意・無重過失の場合においては、損害賠償額から一定額を控除して得た額を限度として総会の決議によって免除できることとされているが、今般の改正により、役員等の責任が一定程度強化されることに併せ、役員等の損害賠償責任の限定に関する規定も見直すこととし、事業協同組合等の役員についても株式会社同様の扱いとすべく、会社法第426条及び第427条の規定を準用することとする。(改正組合法第38条の2第9項関係)

## ③ 役員等の責任を追求する訴え

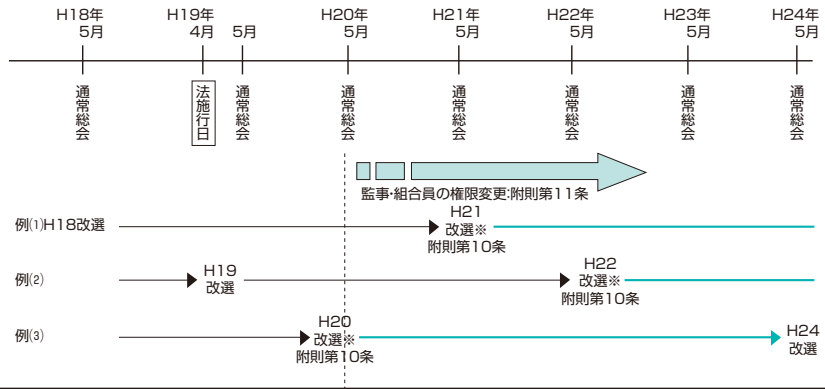
これまでは会社法における株式会社における責任追及等の訴えを準用しているものの、監事の職務が会計監査に限定されているため、監事による役員等の責任追及の訴えの部分が除かれていたが、今般の改正により、会計監査のみを行う監事を含め、監事も責任追及の訴えの対象とすることとし、また、共済事業を行う組合であつて会計監査人を選任した場合の当該会計監査人も同様の扱いとする。(改正組合法第39条関係)

## 役員任期の具体例

附則第10条、附則第11条の整理(理事関係:これまで理事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき理事の任期を2年とする場合の取扱い)



附則第10条、附則第11条の整理(監事関係:少数組合であり引き続き業務監査権限を付与しない組合であつて、これまで監事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合の取扱い)



本則第36条第5項、附則第9条、第10条、附則第11条の整理(監事関係:大人数組合であり監事への業務監査権限の付与及び員外監事の設置が義務づけられる組合であつて、これまで監事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合の取扱い)

